

不妊治療費助成事業



一般不妊治療費助成

保険適用外の人工授精などに要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減と少子化対策の充実を図ることを目的に実施しています。

特定不妊治療費助成

経済的な負担を軽減するため、保険適用とならない特定不妊治療（体外受精および顕微受精）を行うご夫婦に対し、県の補助額を控除して助成します。

対象

- ① 法律上婚姻関係にあつて、どちらか一方が津野町に住所を有し、かつ居住している方
- ② 他の自治体において同一の助成を受けていない者（高知県の助成は除く）
- ③ 町税および公共料金の滞納がない者

内容	限度額	助成期間
特定不妊治療	100,000 円を限度（1 回）	1 子ごとに 6 回まで
一般不妊治療	50,000 円を限度（1 回）	5 年間
人工授精	50,000 円を限度（1 回）	5 年間

【窓口・ご相談等のお問い合わせ先】

津野町役場 健康福祉課（里楽）：電話 55-2151